

一般競争入札公告

2025 年 7 月 31 日

次のとおり一般競争入札を実施する。

株式会社 SpinNer
代表取締役 長島義明

記

1 競争入札に付する事項

(1) 入札案件工事名称

小規模多機能型居宅介護 及び 認知症高齢者グループホーム 新築工事

(2) 工事場所

埼玉県桶川市大字上日出谷 8 1 5 番地の 1

(3) 建築物概要

主要用途 : 08040、08170 複合施設

工事種別 : 新築工事

構造/規模 : 木造軸組み 2 階建て

敷地面積 : 777.09 m²

延べ面積 : 862.82 m²

(4) 図面配布

令和 7 年 8 月 6 日(水)以降メールにて

(5) 配布図書

図面配布、質疑応答、見積提出は以下の設計事務所が対応

有限会社 ティエム東洋一級建築士事務所
〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 8-40
TEL : 048-591-5213 FAX : 048-591-5812
Mail : sachiko@tm-toyo.com
吉野携帯 : 090-4209-3897

① 設計図書 (PDF 形式)

意匠図 / 構造図 / 電気設備図 / 機械設備図 / 開発図面

② 質疑書様式 (EXCEL 形式)

※第三者へ流出することが無いよう、見積者の責任において管理すること。

(6) 質疑応答

質 疑：令和7年8月8日(金)午後5時までに
電子メールにて提出

応 答：令和7年8月12日(火)午後5時までに
電子メールにて回答

(7) 見積り条件

①工事金支払い条件

- ・ 第1回工事金支払い：着工時 30 %
- ・ 第2回工事金支払い：上棟時 30 %
- ・ 第3回工事金支払い：引渡し時 40 %

支払い方法は、全て現金振込みする。

②諸式典

- ・ 地鎮祭：弊社負担とする。
- ・ 上棟式：弊社負担とする。
- ・ 竣工式：弊社負担とする。

③工事名称及び内訳書

工事名称：小規模多機能型居宅介護 及び 認知症高齢者グループホーム 新築工事

内訳書：工事項目は、共通仮設工事

建築工事

附帯設備工事（電気工事、空調換気設備工事、給排水衛生
設備工事、昇降機設備工事、）

外構工事

諸経費とする。

※消費税を含めた金額で記載すること。

④見積書提出日

令和7年8月25日(月) 午後5時までに

持参もしくは郵送（郵送の場合当日必着の事）

⑤見積り提出先

有限会社 ティエム東洋一級建築士事務所

〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 8-40

TEL：048-591-5213

⑥見積り提出物

- ・ 内訳付工事見積書
 - ・ 工事工程表
 - ・ 現場代理人経歴書
 - ・ 予定協力者リスト
- 各3部

(8) 工事業者の決定方法・日時について

令和7年8月26日(水)正午までに落札者のみにメール

工事業者の決定に対して見積り業者は異議を申し立てることはできない。

なお、提出された見積書等は返却しない。

(9) 工事期間 (引渡し)

契約締結日から 2026年3月31日まで

※建築または消防の検査をもって引渡しとする。

※備品については、3月に搬入可能なところから随時搬入し3月までに完了とする。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- ② 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- ③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ④ 以下の各号のいずれかに該当すると認められるときから1年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
 - (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
 - (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
 - (エ) 競争入札の実施に当たり従業員の職務の執行を妨げたとき。
 - (オ) 正当な理由がなくて当社との契約を履行しなかったとき。
 - (カ) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき。
 - (キ) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- ⑤ 株式会社 SpinNer の親族が役員をしているなど、当社と特別な関係にある者。

(2) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。

- ① 入札前に提出する書類に虚偽の事実を記載した者。
- ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者。
- ③ その他、当社が不適当と認めた者。

(3) 次の要件をすべて満たしている者であること。

- ① 本件の業務を当社が指定する期限までに誠実に履行する能力を有する者。

- ② 建築一式工事について、建設業法に基づく特定建設業の許可を受けている者。
- ③ 過去５年間で、介護施設の新築に係る施工を元請として受注した経験がある者。
- ④ 会社更生法（平成１４年１２月１３日法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成１１年１２月２２日法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者。

以上